

池田町都市公園条例の一部改正（案）

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「都市公園法」「都市公園法施行令」の一部改正により、都市公園における「都市公園の設置基準」「公園施設の設置基準(建築物の面積割合の基準)」について、法令の規定を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、「池田町都市公園条例」の一部を改正するものである。

2 都市公園法・都市公園法施行令の一部改正の概要

① 都市公園の設置基準(都市公園法第3条、都市公園法施行令第1条の2、第2条)

都市公園の配置・規模について、政令の規定を参酌して、条例で基準を定める。

② 公園施設の設置基準(都市公園法第4条、都市公園法施行令第6条)

公園施設(建築物)の面積割合について、政令の規定を参酌して、条例で基準を定める。

3 条例改正の内容(案)

[都市公園の設置基準](都市公園法第3条第1項)

① 都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準(都市公園法施行令第1条の2)

(1) 池田町の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準

……10㎡(現行基準どおり条例化)

(2) 池田町の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準

……5㎡(現行基準どおり条例化)

② 都市公園の配置及び規模の基準(都市公園法施行令第2条)

(1) 街区公園

・街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha(2500㎡)を標準として定める。(現行基準どおり条例化)

(2) 近隣公園

・近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ha(20,000㎡)を標準として定める。(現行基準どおり条例化)

(3) 地区公園

・徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ha(40,000㎡)を標準として定める。(現行基準どおり条例化)

(4) 総合公園・運動公園

- ・ 休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。(現行基準どおり条例化)

(5) 緩衝緑地、風致公園等

- ・ 公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等を設置する場合においては、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。(現行基準どおり条例化)

[公園施設の設置基準](都市公園法第4条)

① 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の基準(都市公園法第4条第1項)

- ・ 公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合………2%(現行基準どおり条例化)

② 特例が認められる特別の場合等(都市公園法施行令第6条)

- ・ 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等………+10%(現行基準どおり条例化)
- ・ 国宝、重要文化財等………+20%(現行基準どおり条例化)
- ・ 屋根付き広場、屋根付き野外劇場………+10%(現行基準どおり条例化)
- ・ 仮設公園施設………+2%(現行基準どおり条例化)